

内容量を表記したときに、表記量と実際の量の誤差を一定範囲にすることが義務づけられる商品 (法第12条第1項の政令で定める特定商品(政令第1条特定商品))	左記商品のうち、密封したときに表記義務の係るもの (法第13条第1項の政令で定める特定商品(政令第5条特定商品))	特定物質量	公差	左記商品について量目公差の義務に係る内容量の上限
1 ・ 精米及び精麦	・ 精米及び精麦	質量	表(1)	2.5 kg
2 ・ 豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1) 加工していないもの (2) 加工品	・ 豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1) 加工していないもの (2) 加工品のうち、あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ	質量	表(1)	1.0 kg 5 kg
3 ・ 米粉、小麦粉その他の粉類	・ 米粉、小麦粉その他の粉類	質量	表(1)	1.0 kg
4 ・ でん粉	・ でん粉	質量	表(1)	5 kg
5 ・ 野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。) (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの (2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース (3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。) (4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	・ 野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。) (1) (生鮮のもの及び冷蔵したもの)では該当するものなし (2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	質量	表(2)	1.0 kg
	(3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)	質量	表(2)	5 kg
	(4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	質量	表(1)	5 kg
	(2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュースまたは、漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)以外の加工品のうち、きのこの加工品及び乾燥野菜	質量 又は体積	表(1) 表(3)	5 kg 5 l
6 ・ 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。) (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの (2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。) (3) (2)に掲げるもの以外の加工品	・ 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。) (1) (生鮮のもの及び冷蔵したもの)のうち該当するものなし (2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)	質量	表(2)	1.0 kg
	(2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)	質量	表(2)	5 kg
	(3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)以外の加工品のうち、缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター並びに乾燥果実	質量	表(1)	5 kg
7 ・ 砂糖	・ 砂糖のうち、細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	質量	表(1)	5 kg
8 ・ 茶、コーヒー及びココアの調整品	・ 茶、コーヒー及びココアの調整品	質量	表(1)	5 kg
9 ・ 香辛料	・ 香辛料のうち、破碎し、又は粉碎したもの	質量	表(1)	1 kg
10 ・ めん類	・ めん類のうち、ゆでめん又はむしめん以外のもの	質量	表(2)	5 kg
11 ・ もち、オートミールその他の穀類加工品	・ もち、オートミールその他の穀類加工品	質量	表(1)	5 kg
12 ・ 菓子類	・ 菓子類のうち、 (1) ビスケット類、米菓及びキャンデー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る。) (2) 油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る。) (3) 水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る。) (4) プリン及びゼリー(缶入りのものに限る。) (5) チョコレート(ナッツ類、キャンディ等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。) (6) スナック菓子(ポップコーンを除く。)	質量	表(1)	5 kg
	(2) 油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る。)	質量	表(1)	5 kg
	(3) 水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る。)	質量	表(1)	5 kg
	(4) プリン及びゼリー(缶入りのものに限る。)	質量	表(1)	5 kg
	(5) チョコレート(ナッツ類、キャンディ等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。)	質量	表(1)	5 kg
	(6) スナック菓子(ポップコーンを除く。)	質量	表(1)	5 kg
13 ・ 食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	・ 食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	質量	表(1)	5 kg
14 ・ はちみつ	・ はちみつ	質量	表(1)	5 kg
15 ・ 牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む。) (1) 粉乳、バター及びチーズ (2) (1)に掲げるもの以外のもの	・ 牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む。) (1) 粉乳、バター及びチーズ	質量	表(1)	5 kg
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	質量 又は体積	表(1) 表(3)	5 kg 5 l
16 ・ 魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍品及び加工品 (1) 生鮮のもの及び冷蔵したものと並びに冷凍品 (2) 乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。) (3) (2)に掲げるもの以外の加工品	・ 魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。) 並びにその冷凍品及び加工品 (1) 左に掲げるものうち、冷凍貝柱及び冷凍えび	質量	表(2)	5 kg
	(2) 乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。) 及びそばろ、みりんぼしその他の調味加工品のうち、 ① 干しかずのこ、たづくり及び素干しえび ② 煮干し、又はくん製したもの ③ 冷凍食品(貝、いか及びえびに限る。) ④ 調味加工品(たら又はたいのそばろ又ははでんぶ及びうにの加工品に限る。)	質量	表(2)	5 kg
	(3) (2)に掲げるもの以外の加工品 ① 塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア ② 缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び節類類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	質量	表(1)	5 kg
17 ・ 海藻及びその加工品	・ 海藻及びその加工品のうち、 生鮮のもの、冷蔵したもの、干しり又はのりの加工品以外のもの	質量	表(2)	5 kg
18 ・ 食塩、みそ、うまみ調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油、ショートニング及びマーガリン類	・ 食塩、みそ、うまみ調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油、ショートニング及びマーガリン類	質量	表(1)	5 kg
19 ・ ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	・ ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	質量 又は体積	表(1) 表(3)	5 kg 5 l
20 ・ しょうゆ及び食酢	・ しょうゆ及び食酢	体積	表(3)	5 l
21 ・ 調理食品 (1) 即席しるこ及び即席ぜんざい (2) (1)に掲げるもの以外のもの	・ 調理食品 (1) 即席しるこ及び即席ぜんざい	質量	表(1)	1 kg
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	質量	表(2)	5 kg
22 ・ 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま	・ 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びびりごま	質量	表(1)	1 kg
23 ・ 飲料(医薬用のものを除く。) (1) アルコールを含まないもの (2) アルコールを含むもの	・ 飲料(医薬用のものを除く。) (1) アルコールを含まないもの	質量 又は体積	表(1) 表(3)	5 kg 5 l
	(2) アルコールを含むもの	体積	表(3)	5 l
24 ・ 液化石油ガス	・ 液化石油ガス	質量 又は体積	表(1) 表(3)	1.0 kg 1.0 l
25 ・ 灯油(容器に入れて販売するとき、体積表記義務)	・ 灯油(容器に入れて販売するとき、体積表記義務)	体積	表(3)	2.5 l
26 ・ 潤滑油	・ 潤滑油	体積	表(3)	5 l
27 ・ 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る。)	・ 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る。)	質量 又は体積	表(1) 表(3)	5 kg 5 l
28 ・ 家庭用合成洗剤、家庭用洗浄剤及びクレンザー	・ 家庭用合成洗剤、家庭用洗浄剤及びクレンザー	質量 又は体積	表(1) 表(3)	5 kg 5 l
29 ・ 皮革(原皮並びにわに革、とかげ革、へび革及びかめ革を除く。)		面積		2.5 dm <sup>2</sup> 以上「面積」2% (伸び率が大きい皮革として、 経済産業省令で定めるものにあつては3%)